

# 議案参考資料

[令和6年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係]

学校教育課 学事係

## 議案名

議案第58号 桐生市立教育研究所設置条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

桐生市ならではの特色ある教育を推進することを目的とし、桐生市立教育研究所(以下「教育研究所」という。)を(仮称)桐生市教育センターに移設するため、条例中の所在地を改めるものです。

## 概要

教育研究所の所在地を次のとおり改めます。

	所在地
変更前	桐生市堤町一丁目23番16号
変更後	桐生市小曾根町3番30号

(施行期日：令和7年1月6日)

## 背景・経過

教育研究所は、教育に関する調査研究、教職員の研修、教育相談及び指導等の事業を担うために、昭和28年7月に県内で初めて設置されました。

新たに整備する(仮称)桐生市教育センターへ教育研究所や教育委員会事務局等の教育に関する機関を集約することで、教職員研修に地域教材や指導技術の継承を含むきめ細やかな内容を加えることが可能となります。

さらに、教育資料室や文化財保護課埋蔵文化財係、サイエンスドクター事業担当などが関わることで、桐生独自の特色ある教材を取り入れることもできることから、教職員の資質向上に資するための調査研究や教職員研修、教育相談及び指導など、更なる教育環境及び教育基盤の充実が図られ、児童生徒へより良い教育を提供することが可能となります。

また、教育研究所で実施していた適応指導教室についても、中心市街地に近く公共交通の利便性が高い、(仮称)桐生市教育センター内へ移設することにより、児童生徒や保護者の方が通所しやすくなるなど教育環境の改善を図ることができます。